

# 施設入所利用料金(従来型個室)

平成30年4月1日改定

## ■基本料金(在宅強化型) 施設利用料(介護保険適用の1日あたりの自己負担額) 利用料負担1割として記載

	要介護(1)	要介護(2)	要介護(3)	要介護(4)	要介護(5)
1日あたり(円)	739円	810円	872円	928円	983円
30日あたり(円)	22,170円	24,300円	26,160円	27,840円	29,490円

	居住費		食費	
利用者負担第4段階	1,560円/日	(46,800円)	1,380円/日	(41,400円)

	居住費		食費	
利用者負担第1段階	490円/日	(14,700円)	300円/日	(9,000円)
利用者負担第2段階	490円/日	(14,700円)	390円/日	(11,700円)
利用者負担第3段階	1,310円/日	(39,300円)	650円/日	(19,500円)

※利用者負担第1段階から第3段階の方は、ご入所の際に「**介護保険負担限度額認定証**」をご提示下さい。

## ■加算等料金 施設利用料(介護保険適用の1日あたりの自己負担額)

加算等の項目	料金	加算条件等	加算等の項目	料金	加算条件等
夜勤職員配置加算 ※	24円	1日につき	療養食加算	6円	1回につき(1日につき3回を限度)
短期集中リハビリテーション加算	240円	1日につき	かかりつけ医連携薬剤調整加算	125円	1回限り
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240円	1日につき	緊急時治療管理	511円	1日につき(1月に3日を限度)
若年性認知症入所者受入加算	120円	1日につき	特定治療	医科診療報酬点数表に基づく	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ) ※	46円	1日につき	所定疾患施設療養費(Ⅰ)	235円	1日につき(1月に7日を限度)
外泊時費用	362円	1日につき	所定疾患施設療養費(Ⅱ)	475円	1日につき(1月に7日を限度)
(外泊時)在宅サービスを利用した時の費用	800円	(初日、最終日を除く) (1月に6日を限度)	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円	1日につき
ターミナルケア加算	160円	1日につき (死亡日以前4~30日)	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4円	1日につき
	820円	1日につき (死亡前日及び前々日)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円	1日につき (入所日から7日を限度)
	1,650円	1日につき(死亡日)	認知症情報提供加算	350円	1回につき
初期加算	30円	1日につき(入所日から30日以内)	地域連携診療計画情報提供加算	300円	1人につき1回を限度
再入所時栄養連携加算	400円	1回限り	褥瘡マネジメント加算	10円	1月につき(3月に1回を限度)
訪問看護指示加算	300円	1回限り	排泄つ支援加算	100円	1月につき(6月以内を限度)
栄養マネジメント加算 ※	14円	1日につき	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ※	18円	1日につき
低栄養リスク改善加算	300円	1月につき	介護職員処遇改善加算※		所定単位数に3.9%を乗じた単位数の1割
経口移行加算	28円	1日につき	【入所期間が1ヶ月を超える方のみ】		
経口維持加算(Ⅰ)	400円	1月につき	入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450円	1回限り
経口維持加算(Ⅱ)	100円		入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480円	
口腔衛生管理体制加算 ※	30円	1月につき	試行的退所時指導加算	400円	1月に1回(3月以内を限度)
口腔衛生管理加算	90円	1月につき	退所時情報提供加算	500円	1回限り
			退所前連携加算	500円	

加算についての詳細は裏面をご覧ください。 ※の加算は、全員対象に算定されます。

## ■その他の料金 <1日あたり>

●洗濯代(※)	120円
●持込家電製品電気代	50円
●理容代(整髪)	2,000円
● " (顔剃り)	1,500円
● " (カット)	1,500円

※入所セットをお申し込みの場合、洗濯代は日額100円となります。

介護老人保健施設

**桜の園** (さくらのその)

〒010-0057

秋田県秋田市下北手梨平字登館8番地

TEL(018)839-5977 FAX(018)839-5971

e-mail : sakura8@d4.dion.ne.jp

## ■加算等料金

施設利用料（介護保険適用の1日あたりの自己負担額）

平成30年4月1日改定

加算等の項目	料金	加算条件等
夜勤職員配置加算	24円	1日につき(夜勤時間帯に入所者様100名につき5人の職員が勤務時間換算でいる場合)
短期集中リハビリテーション実施加算	240円	1日につき 入所後3ヵ月以内の方に集中的なリハビリテーションを行った場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240円	1日につき 入所日から3ヶ月以内で週3回を限度。医師の指示を受けた作業療法士等が集中的なリハビリテーションを個別に行った場合
若年性認知症入所者受入加算	120円	1日につき(若年性認知症利用者を受け入れた場合)
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	46円	在宅復帰・在宅療養支援等指数が70以上で、地域に貢献する活動を行っていること
外泊時費用	362円	1日につき(外泊された場合、外泊初日と最終日以外は、基本料金に代わり1日362円算定)(1月に6日を限度)
(外泊時)在宅サービスを利用した時の費用	800円	1日につき 居宅における外泊を認め、施設により提供される在宅サービスを利用した場合(1月に6日を限度) 外泊の初日と最終日は算定できない。外泊時費用を算定の時は併算できない
ターミナルケア加算	160円	1日につき (死亡日以前4~30日)
	820円	1日につき (死亡日前日及び前々日)
	1,650円	1日につき(死亡日)
医師が、医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した方に対し、ご本人ご家族の同意の上、ターミナルケアに係る計画を作成し、医師・看護師・介護職員が共同して随時説明・同意を得てターミナルケアが行われている場合		
初期加算	30円	1日につき(入所日から起算して30日以内の期間)
再入所時栄養連携加算	400円	1回限り(退院後の再入所時に前入所時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合)
訪問看護指示加算	300円	1回限り(退所後の訪問看護について指示書を交付した場合)
栄養マネジメント加算	14円	1日につき(栄養ケア計画を作成し、それに基づき栄養ケアマネジメントを実施している場合)
低栄養リスク改善加算	300円	1月につき 低栄養リスクが「高」の入所者で、管理栄養士が栄養管理を行った場合。栄養マネジメント加算を算定していること(6月以内を限度)
経口移行加算	28円	1日につき 経口で摂取できるが摂食機能障害を有し誤嚥が認められる方に対し経口維持計画を作成し、特別な管理を行った場合。
経口維持加算		経口で摂取できるが摂食機能障害を有し誤嚥が認められる方に対し、経口維持計画を作成し、特別な管理を行った場合。
経口維持加算(Ⅰ)	400円	1月につき 摂食障害・誤嚥が認められる方に対し、医師の指示により栄養管理のための食事観察、及び会議等を行い、経口維持計画を作成、管理栄養士による栄養管理を行った場合
経口維持加算(Ⅱ)	100円	1月につき 経口維持加算Ⅰを算定している方に対し、食事の観察及び会議に、医師や歯科医師・歯科衛生士が加わった場合
口腔衛生管理体制加算	30円	1月につき 歯科医師又は歯科衛生士が介護職員に対して技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
口腔衛生管理加算	90円	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者へ口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に対する指導及び相談に応じていること(口腔衛生管理体制加算を算定していること)
療養食加算	6円	1回につき(1日につき3回を限度 療養食:糖尿病食、腎臓病食、貧血食等を提供した場合)
かかりつけ医連携薬剤調整加算	125円	1回限り 医師が処方する内服薬の減少について、退所時または退所後一月以内に入所者の主治医へ報告し診療録に記載した場合。
緊急時治療管理	511円	1日につき(緊急時治療を行った場合。1月につき1回、連続する3日を限度)
特定治療		医科診療報酬点数表に基づく
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	235円	投薬・検査・注射・処置等を行った場合。(肺炎・尿路感染症・带状疱疹の者)
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	475円	緊急時治療管理を算定した場合は算定しない。(1月に1回、連続する7日を限度)
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円	1日につき 施設の入所者総数のうち、自立度のランクⅢ、ⅣまたはⅤに該当する入所者の割合が50%以上であること。認知症介護実践リーダー研修を修了している者を必要数配置していること
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4円	1日につき 認知症専門ケア加算(Ⅰ)の基準に適合すること。認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施または実施を予定していること
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、緊急に入所が必要と判断した場合(1日につき、入所から7日を限度)
認知症情報提供加算	350円	1回につき(認知症の疑いのある入所者を認知症疾患医療センター等に紹介した場合)
地域連携診療計画情報提供加算	300円	1人につき1回を限度(退院した医療機関の地域連携診療計画に基づき治療等を行った場合)
褥瘡マネジメント加算	10円	1月につき 入所者ごとの褥瘡の発生に係るリスクについて施設入所時に評価し、3月に1回評価を行い結果を提出すること。関連職種が共同して褥瘡ケア計画を作成すること
排せつ支援加算	100円	1月につき 排せつに介護を要する利用者のうち、状態を軽減できると医師または医師と連携した看護師が判断し、関連職種が共同して支援計画を作成し支援した場合(6月以内を限度1回のみ)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18円	1日につき(看護・介護職員の総数のうち介護福祉士が60%以上)
介護職員処遇改善加算Ⅰ		所定単位数に3.9%を乗じた単位数の1割

加算等の項目	料金	加算条件等
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450円	(Ⅰ)退所を目的とした施設サービス計画の策定・診療方針の決定
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480円	(Ⅱ)退所を目的とした施設サービス計画の策定・診療方針の決定にあたり生活機能改善の具体的改善目標・退所後の支援計画を策定
試行的退所時指導加算	400円	退所が見込まれる利用者が居宅へ試行的に退所する場合に、入所者及び家族へ退所後の療養上の指導を行った場合 (最初に行った月から3月の間に限り、1月に1回を限度)
退所時情報提供加算	500円	退所後の主治医に対して、診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合(1人につき1回)
退所前連携加算	500円	指定居宅介護支援事業者と連携し、退所後の居宅サービス利用上必要な情報提供とサービス調整を行った場合(1人につき1回)